

## ◆ 国の事業 ◆

農地及び農業用施設が災害による被害を受けた場合は、農林水産業の維持を図る観点から、一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費の一部を補助する制度が設けられています。

### ◆ 災害対象雨量 ◆

- ・最大 24 時間雨量が 80mm 以上
- ・最大 24 時間雨量が 80mm 未満でも、時間雨量が 20mm 以上

**・復旧費、被災状況等による条件があるため、全ての被災に対して復旧できるわけではありません。**

### ◆ 事業費の算定 ◆

国が定めた単価において、概算事業費を算定します。その金額が、40 万円以上になる工事については、災害復旧事業の対象となります。

40 万円未満の場合は、災害復旧事業の対象となりませんが、市単独の助成制度が適応できる場合があります。

### ◆ 農地災害復旧事業 ◆



農地（田、畑等）が台風等の自然災害により被害を受けて、耕作に支障がでた場合、復旧事業の対象となります。被災面積によって、補助対象金額が決まってきます。対象額を超えた金額については、申請者の負担となります。また、田と畑では被災面積の求め方が違います。

### ◆ 農業用施設災害復旧事業 ◆



用排水路・頭首工・ため池等の農業用施設が被害を受けて、機能が働かなくなった場合に復旧事業の対象となります。その場合、関係受益者が 2 名以上必要です。

なお、農道の場合は、幅員が 1.2m 以上ないと申請できません。また、農道台帳等の資料も必要となります。

**※日常の維持管理記録・写真などが無い場合、国の査定において採択されない場合があります。**

◆ 補助率・負担率 ◆

農地の災害復旧は、条件や規模に応じ復旧限度額が決められており、その範囲内が補助対象となります。対象額を超えた金額は、申請者の負担となります。なお、被害甚大なものについては、補助率増高措置が講じられる場合があります。

別表-1

	国	市	申請者
農地	50%	—	50%
施設 (排水路除く)	65%	21%	14%
施設 (排水路)	65%	28%	7%

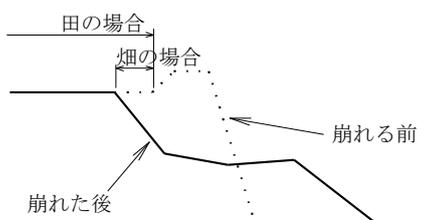
◆ 事業手順 ◆

災害発生→現地確認→被害報告→調査測量設計→災害査定→予算割当→工事発注→工事施工→完了→負担金支払  
 (H21例)7/21 7月末 7月末 8~9月 10月中旬 12月下旬 1月中旬 2月 3月末 4月末

◆ 留意事項 ◆

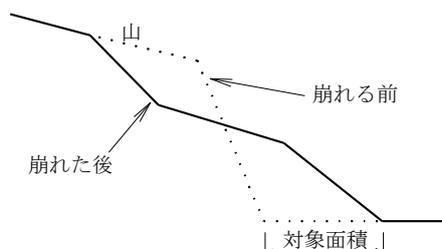
- 1) 農地や農業用施設が被害にあった場合は、速やかに市に報告して下さい。
- 2) 事業費の一部を負担していただきます。(上表のとおり)
- 3) この事業は、「原型復旧」が原則です。よって、復旧工法、延長などは一任させていただきます。
- 4) 一度申請したら、国の査定後の取り下げはできません。
- 5) 工事着手までに、かなりの日数がかかります。また、査定が終わるまで、被災状況がわからなくなるほど手を加えないようお願いします。
- 6) 概算事業費が 40 万円以上の場合でも、調査測量設計後、事業費が 40 万円以下になる場合があります。その場合は、対象外となります。
- 7) 工事施工において、隣接地を重機・資材搬入路にしなければならない場合については、関係者の同意を得てください。同意が得られない場合は、申請できません。
- 8) 国の査定において、事業費（復旧延長など）が変わる場合があります。
- 9) 農地（田・畑）の場合、その被災したほ場（下図参照）の植栽面積により反当限度額が設けてあります。それを超えた事業費は非補助となり、申請者の負担となります。なお、農業用施設災害には反当限度額はありません。

〈畦畔の場合〉



田の畦畔が崩れた場合、上の田の面積全部が対象となります。  
 しかし、畑が崩れた場合は、崩れて消失した面積が対象となります。

〈裏法の場合〉



田の裏法が崩れた場合、土砂で植えられなくなった面積が対象となります。(石積等はできません。崩土を取り除くだけとなり通常 40 万円もかかりません。)